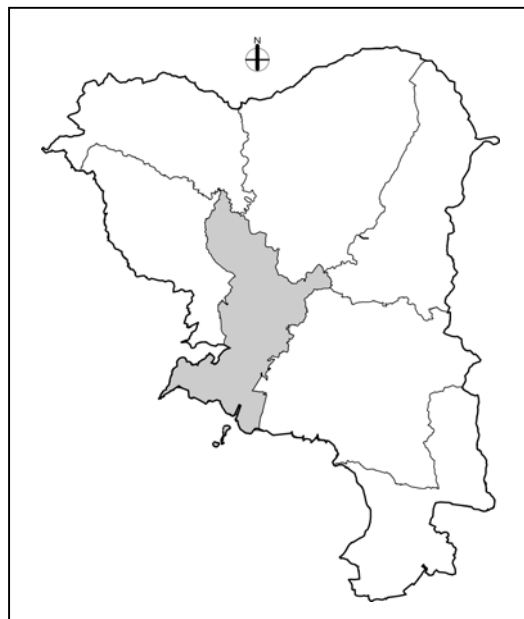


7. 隼人地域

7-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ・隼人地域は、国分地域とともに市の中心市街地を形成する地域で、九州縦貫自動車道や東九州自動車道、隼人道路が通っており、隼人西及び隼人東インターチェンジは、広域的な交通結節点となっています。また、国道10号、国道223号、国道504号等の主要幹線道路を有し、地域の内外を結んでいます。
- ・人口は、平成17年時点において36,693人で、平成12年から平成17年にかけてほぼ横ばい傾向となっています。
- ・天降川が形成した肥沃な低地は農地として利用され、市街地では商・工業用地、住宅地などとしての土地利用がなされています。
- ・鹿児島神宮などの貴重な伝統文化が残されているほか、優れた泉質である^{ひなたやま}日当山温泉や^{みょうげん}妙見温泉は、観光地として親しまれています。
- ・^{みつぎ}見次交差点周辺は都市機能が集積し、市街地が形成されています。
- ・隼人駅東地区土地区画整理事業や浜之市地区土地区画整理事業が進められています。
- ・地域の大部分は隼人都市計画区域に指定され、一部に用途地域が定められています。



(2) 主要課題

- ・インターチェンジ周辺は、広域交通条件を生かした活力ある産業・交流機能を強化するとともに、より効率的な交通体系の確立や基盤整備を図る必要があります。
- ・隼人駅東地区土地区画整理事業や浜之市地区土地区画整理事業を推進し、良好な住環境を整備するとともに、土地の有効利用の促進や景観誘導方策等により、魅力ある市街地の形成を図る必要があります。
- ・既存の工業団地等への企業誘致を促進するとともに、隼人港周辺など、新たな工業用地の確保を検討する必要があります。



大規模商業施設等が立地する見次交差点周辺

7-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

文化と産業と豊かな自然環境が融合した
健康で生きがいのある、安全で快適なまち

(2) 整備目標

市街地地域を中心とした地域を「都市核」と位置付け、市街地の拡大を抑制しつつ都市機能の集積を図り、拠点性の強化と定住化の促進を図る

東九州自動車道のインターチェンジ周辺は、交通利便性を生かした「広域交通拠点」としての形成を図るとともに、豊かな自然環境と融合した均衡ある発展を図る
快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進める

7-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用の方針

1) 商業系

- ・見次^{みつき}交差点を中心とする市街地を商業・業務地として位置付け、本市の主要な商業・業務地としての集積を図ります。
- ・日当山^{ひなたやま}・姫城^{ひめぎ}地区は、観光地としての魅力のある商業地域の形成を目指すとともに、周辺に住宅が多く立地していることに十分配慮しつつ、地域に密着した商業地域を形成します。
- ・見次^{みつき}・真孝^{しんこう}等の国道223号沿道やJR隼人駅周辺などを、生活圏のサービス需要に対応するための近隣商業地と位置付け、効率的な配置を促進するとともに、その機能の維持・拡充を図り、生活利便性の向上に努めます。

2) 住居系

- ・住吉、隼人塚団地、姫城^{ひめぎ}等の土地区画整理事業や計画的な開発事業等により形成された住宅地、低層住宅を主体とする地域を低層住宅地として位置付け、良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・一定規模の生活利便施設と中低層の住宅を主体とする一般住宅地においては、用途地域内の農地、低・未利用地の有効活用を図るとともに、住宅需要に応じた用途地域の見直し等を適宜検討し、市街地における定住促進を図ります。

3) 工業系

- ・真孝^{しんこう}や内^{うち}等に立地する工業用地については、引き続きその機能を維持するとともに、必要に応じて拡充を図ります。
- ・鹿児島臨空団地への企業誘致を進めるとともに、隼人東インターチェンジや港湾施

設周辺、小田など交通利便性の良い地区における工業・流通業務地としての土地利用を検討し、有効利用を促進します。

- ・隼人港周辺においては、企業立地条件に恵まれた地区であることから、周辺環境に十分配慮し、工業用地としての開発を検討します。

4) その他

- ・^{しんこう}真孝地域の西部や、隼人東インターチェンジ北側等の用途地域周辺において、農用地区域が除外され、開発需要が比較的高い地域については、市街化適正誘導区域として、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度や地区計画制度の活用等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の推進等により良好な住環境等の形成を図ります。
- ・用途地域・市街化適正誘導区域等を除く田園住宅地域や、丘陵森林農業地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ・農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全に努めます。
- ・^{かれい}嘉例川周辺の北西部から西部へ連なる森林は、大気^{かんよう}の浄化や水源涵養機能のほか、空港と市街地との緩衝地帯としての機能を担っていることから、引き続き保全に努めます。

(2) 市街地整備及び住環境整備の方針

- ・快適な住環境を確保するため、浜之市地区土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、隼人駅東地区土地区画整理事業を推進します。
- ・古くからの^{きょうあい}狭隘な生活道路が残る住吉地区などについては、計画的な整備を図り、住環境の維持向上を推進します。

(3) 道路・交通施設整備の方針

- ・都市計画道路については、隼人港線、駅東線の早期完了を目指し、隼人インター線、浜之市線、宮内線、^{ひなたやま}日当山線、^{とみくま}富隈線の整備を推進します。
- ・国道504号、国道223号は、他地域と結ぶ主要幹線道路として機能拡充を促進します。
- ・今後増加が見込まれる交通需要に対し、バイパス道路や地域拠点を結ぶアクセス道路を計画し、総合的な交通体系の整備を目指します。

(4) 都市公園・緑地整備の方針

- ・既存の都市公園や緑地を考慮しながら住区基幹公園^{*}等の整備を推進し、適正な配置を行います。また、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。

(5) 下水道・河川整備の方針

- ・公共用水域の水質保全のため、「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」や「国分隼人下水道基本計画」に基づき、国分隼人公共下水道事業による処理区域の完成を目指します。公共下水道事業の予定されていない区域においては合併処理浄化槽の普及推進を図ります。
- ・天降川^{あまり}や清水川等の河川においては、都市の特性に応じた総合的な治水対策に努めるほか、天降川^{あまり}リバーフロント整備を継続的に進めるとともに、奥天降川^{あまり}流域においては、地域資源を生かした魅力ある空間の創出を目指します。
- ・都市化の進展による保水力の低下に対応し、浸水被害対策のための雨水幹線排水路やポンプ場等の施設の整備を図ります。

(6) 供給処理関連施設整備の方針

- ・水道施設及び地域内に立地する隼人系^{いとばしり}走不燃物処分場、南部し尿処理場の適正な維持管理に努めます。

(7) 都市環境形成と保全の方針

- ・土地利用の適切な規制・誘導と市民・行政の協働により、寺社の緑地や市街地内の緑地の保全に努めます。
- ・錦江湾に面する島津新田や小浜海岸は、海辺のレクリエーションの場としての活用について検討します。

(8) 都市景観形成の方針

- ・嘉例川^{かれい}や天降川^{あまり}周辺の緑豊かな自然的景観、鹿児島神宮や隼人塚^{かかれい}、嘉例川^{かれい}にみられる歴史・文化的景観、平野部に広がる市街地景観といった本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民と行政の協働により保全・創出を図ります。
- ・景観上重要な建造物や樹木の保全、幹線道路沿道における屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成を図るように努めます。
- ・妙見温泉^{みょうけん}周辺は、観光レクリエーション拠点として、水と緑が調和した、美しい景観の形成を図るように努めます。

(9) 都市防災の方針

- ・国道223号や県道豊後迫隼人線^{ぶんごせき}沿道、JR肥薩線^{ひさつ}沿線等を中心に指定される土砂災害警戒区域においては、その周知に努め、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。
- ・国道10号、国道223号、国道504号等の緊急輸送道路においては、防災機能の確保に努めます。また、市有建築物や住宅・建築物の耐震化を促進します。
- ・高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や避難体制の整備、地域住民への意識啓発の推進など、ソフト面での対策を講じます。
- ・地域住民と行政の協働により地域防災体制を強化し、災害時の被害軽減に努めます。

■ 隼人地域まちづくり方針図



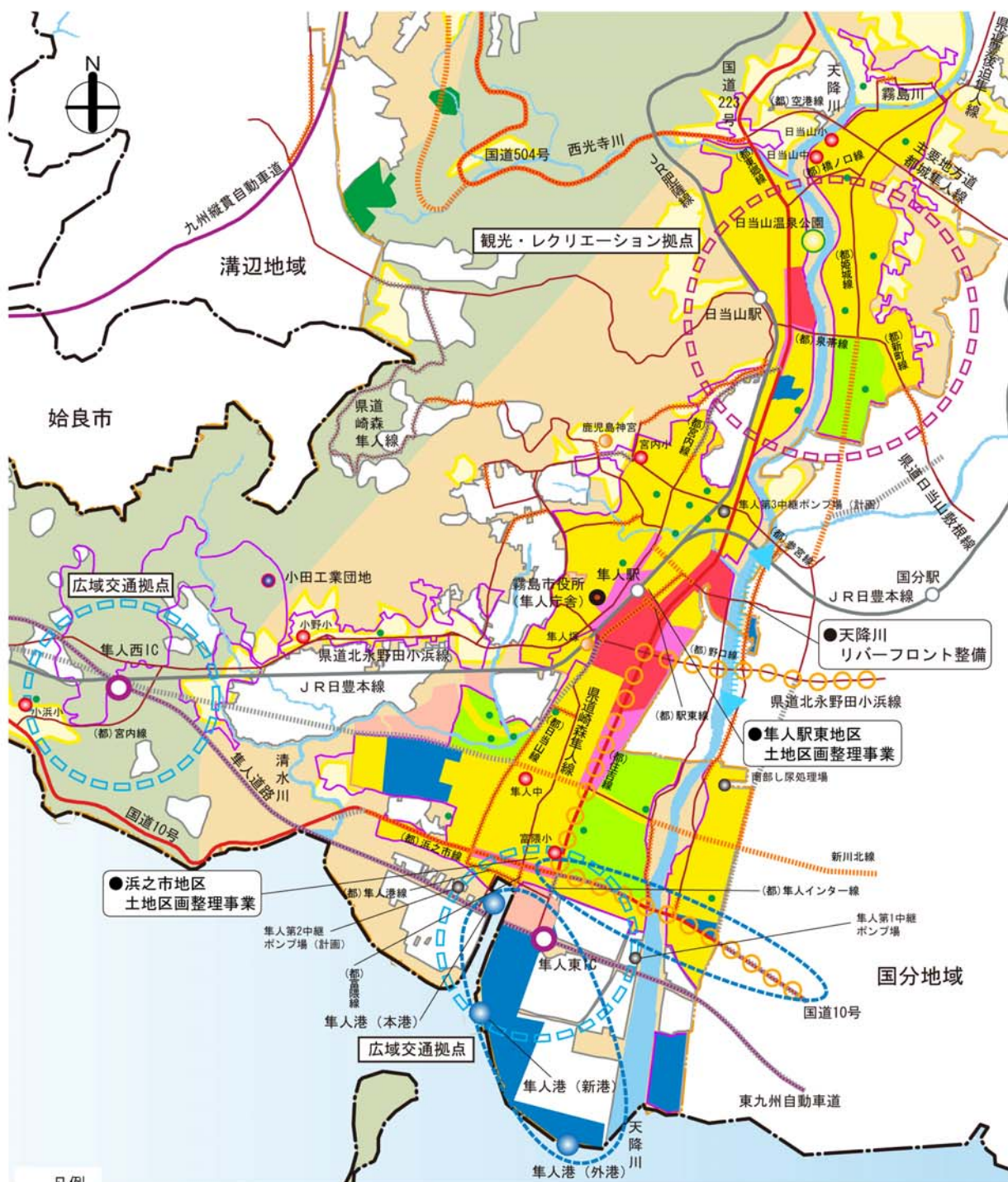
凡例 [拡大図参照]

土地 利用		低層住宅地
		一般住宅地
		商業・業務地
		近隣商業地
		沿道サービスゾーン
		工業地
		流通業務ゾーン
		大規模施設
		田園住宅地域
		丘陵森林農業地域
	集落地	
	農用地	

交通		保安林
		市街化適正誘導区域
		用途地域指定区域
		都市計画区域
		高規格幹線道路
		インターチェンジ
		主要幹線道路
		幹線道路等
		整備予定道路 (概ね10年以内)
		" (概ね10年以降)
	鉄道・駅	
	港湾	

公都 園市		近隣公園
		街区公園
		下水道事業計画区域
		工業団地・工業適地
そ の 他		河川
		地域界
		行政界

■ 隼人地域まちづくり方針図（拡大図）



凡例

土地 利用		低層住宅地
		一般住宅地
		商業・業務地
		近隣商業地
		沿道サービスゾーン
		工業地
		流通業務ゾーン
		田園住宅地域
		丘陵森林農業地域
		集落地
	農用地	
	保安林	

土地 利用		市街化適正誘導区域
		用途地域指定区域
		都市計画区域
		高規格幹線道路
		インターチェンジ
		主要幹線道路
		幹線道路等
		整備予定道路（概ね10年以内）
		”（概ね10年以上）
		鉄道・駅
	港湾	

公都 園市		近隣公園
		街区公園
そ の 他		下水道事業計画区域
		工業団地・工業適地
		河川
		地域界
		行政界